

製品安全4法のPSマークと対象品目の紹介

・消費生活用製品安全法

特別特定製品（4品目）



乳幼児用ベッド、携帯用レーザー応用装置(レーザーポインター等)、浴槽用温水循環器、ライター



特別特定製品以外の特定製品（6品目）



家庭用の圧力なべ及び圧力がま、登山用ロープ、石油給湯機、石油ストーブ など

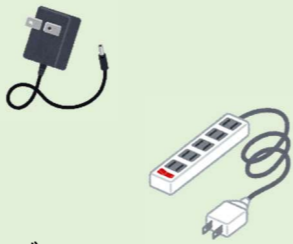


・電気用品安全法

特定電気用品（116品目）



直流電源装置(ACアダプター)、電気マッサージ器、延長コードセット など



特定電気用品以外の電気用品（341品目）



リチウムイオン蓄電池、LED電灯器具、電気ストーブ、電気殺菌灯 など

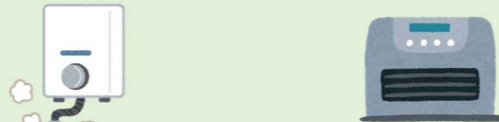


・ガス事業法

特定ガス用品（4品目）



ガス瞬間湯沸器、ガスストーブ など



特定ガス用品以外のガス用品（4品目）



ガスこんろ、ガス瞬間湯沸器 など



・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

特定液化石油ガス器具等（7品目）



カートリッジガスこんろ、瞬間湯沸器、ガス栓 など



特定液化石油ガス器具等以外の液化石油器具等（9品目）



調整器、一般ガスこんろ、液化石油ガス用瞬間湯沸器、液化石油ガス用ガス漏れ警報器 など

ご自宅にある製品にPSマークが表示されているか、確認してみましょう！

対象品目などの詳細は以下のリンク先（経済産業省HP）に掲載されています。

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/anzen/index.html>

くらしのニュース3月号

NO. 513 令和6年2月26日発行

発行/苫小牧市市民生活部市民生活課 ☎32-6306（直通）

PSマークについて知っていますか？

以下の4つの法令の総称を製品安全4法といい、PS (Product Safety) マークが表示されています。市民生活課では、適正な表示がされているか確認するため、毎年、対象品目の販売事業者等に立入検査を実施しています。

消費生活用製品安全法

(PSCマーク)

電気用品安全法

(PSEマーク)

製品安全4法

ガス事業法

(PSTGマーク)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

(PSLPGマーク)

◇どんな法令なのか・・・

製品事故を未然に防止するために、危害発生のおそれがある製品を指定し、製造・輸入事業者に対して国が定めた技術基準の遵守を義務付けています。製造・輸入事業者は技術基準に適合した製品にPSマークを表示でき、販売事業者等はPSマーク表示のない対象品目の製品を販売・陳列してはいけません。



また、消費生活用製品安全法には、経年劣化によって火災などの重大事故を起こすおそれがある製品（特定保守製品）について、製品を購入した所有者に対し、メーカーや輸入業者から点検時期をお知らせし、事故防止のため、点検を受けていただく、長期使用製品安全点検制度があります。

・長期使用製品安全点検制度

特定保守製品（2品目）

石油給湯器



石油ふろがま

